

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月12日
【会社名】	株式会社ガイアックス
【英訳名】	GaiaX Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 上田 祐司
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03 - 5759 - 0300（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03 - 5759 - 0378
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,325,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 968,325,000円 （注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が新株予約権を取得して消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	7,500個(本新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	8,325,000円
発行価格	本新株予約権1個につき1,110円(本新株予約権の目的である株式1株当たり11.1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年11月30日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ガイアックス 経営管理部 東京都品川区西五反田一丁目21番8号
割当日	平成27年11月30日(月)
払込期日	平成27年11月30日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 原宿支店

- (注) 1. 株式会社ガイアックス第16回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」という。)については、平成27年11月12日(木)開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとします。
3. 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 本新株予約権の行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行後、修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。以下同じ。)の前取引日の株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3. 行使価額の修正頻度: 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限: 本新株予約権の下限行使価額は、平成27年11月11日(以下「発行決議日前営業日」という。)の名証における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する896円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該規定を準用して調整されるものとする。)である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。 5. 交付株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株(平成27年10月31日現在の発行済株式総数に対する割合は14.57%)、交付株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 680,325,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ガイアックス普通株式(以下「当社普通株式」という。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式における単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式750,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2. 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 本欄第2項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>5. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 行使価額は、当初金1,280円(発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値)とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3. 行使価額の修正 (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)に、修正日の前取引日の名証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、上記の計算による修正日価額が、下限行使価額(「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 (2) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額(本項第(1)号に定める調整後行使価額をいう。以下同じ。)の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は当該基準日又は株主確定日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価(本項第(3)号 に定める。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)、又は新株予約権の払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は払込期間の末日の翌日(無償割当ての場合効力発生日の翌日)以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 に定める既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の名証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当社普通株主に普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、当該基準日又は株主確定日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

行使価額調整式で使用する対価は、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

	<p>行使価額調整式で使用する完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に定める修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、本項を準用して調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金968,325,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。</p> <p>また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成27年12月1日から平成30年11月30日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 原宿支店 新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、創業以来「人と人をつなげる」をミッションとして、人と人が考えていることを通わせるコミュニケーションの促進を目指しております。このコミュニケーションにおいて、時間・空間・立場を超えることができるソーシャルメディアが最適だと考えており、ソーシャルメディアでの場づくりと支援、加えてソーシャルメディアでつながる上で障害となるものの予防・解決サポートに取り組み、今までアプローチできなかった世の中の課題の解決を目指し、ソーシャルメディアに関連した企業向けサービス、コンシューマ向けサービスを提供しております。

企業向けサービスにつきましては、スマートフォン保有者のSNSサービス利用率が63.4%に達するなど（総務省情報通信白書平成27年版）SNSの普及率が引き続き増加していることを背景に、ソーシャルメディアをマーケティングやプロモーション、キャンペーン、従業員の採用活動等に活用する動きが加速し、ソーシャルメディアの企業利用が大きく広がりつつある中、企業向けソーシャルネットワークサービス、企業向けソーシャルメディア運用・監視サービス、ソーシャルゲームユーザーサポートサービス等のサービスを提供して参りました。その結果、平成21年12月期より平成26年12月期に至るまで6期連続の増収を続けておりますが、当社グループが今後さらなる成長を実現するためには、これまでの収益のメインである企業向けのサービスラインナップに加え、新たな収益の柱となる、コンシューマ向けサービスラインナップの拡充を早急に実施することが必要であると認識しております。その中でも当社グループは、「シェアリングエコノミー」と呼ばれる新たな経済活動に注目し、事業投資をすすめております。シェア

リングエコノミーとは、欧米を中心に拡大している新しい概念で、ソーシャルメディアの発達により可能となったモノ、お金、サービス等の交換・共有により成り立つ経済のしくみを指し、国内でも自動車、居住空間、遊休スペースなどの分野で広がりを見せています。「持っている人」と「持っていない人」をつなげるシェアリングエコノミーの世界観は、当社グループのミッションである「人と人をつなげる」の目指すべき姿であるとともに、平成25年に約150億ドルであった市場規模が、平成37年には約3,350億ドル規模に成長する(総務省情報通信白書平成27年版)と予想されていることから、当社グループの中長期的な収益拡大の絶好の好機と捉え、シェアリングエコノミー関連サービスへの投資を行っていく方針です。

当社は、当該投資に必要な資金を調達するために、本新株予約権の発行による資金調達(以下「本資金調達」といいます。)を行い、これにより調達した資金の一部をこれらの投資に充当します。

また、当社グループの平成27年9月末日時点の有利子負債額は、729百万円となっており、平成26年12月末日時点の有利子負債額595百万円と比較して134百万円増加し、有利子負債比率が悪化しております。これは受託開発事業における運転資金の増加によるものでありますが、本資金調達は、調達した資金の一部を、有利子負債の返済に充てることで財務体質の改善を図ることも目的としております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。当社グループは、本資金調達の達成により将来的に企業価値の向上がなされることで、既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株です(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記に記載のとおり、当社と割当予定先である株式会社SBI証券(以下「割当予定先」という。))との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)の規定により当社が一定の期間停止指定を行うことができますので、当社の裁量により、行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初1,280円(発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値)ですが、各修正日以降、当該修正日の前取引日の名証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該価額に修正されます。但し、下限行使価額は896円(発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の70%) (但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該規定を準用して調整されるものとします。)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額となります。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約3年間(平成27年12月1日から平成30年11月30日まで)であります。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び日々営業日並びに機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、本新株予約権買取契約において、主に下記及びの内容について合意する予定です。

当社による停止指定

当社は、本新株予約権の行使可能期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を随時、何回でも、定めることができます。1回の行使停止期間は10連続取引日とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権の発行後、()名証における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して当初の行使価額の70%(896円)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該規定を準用して調整されるものとします。)を下回った場合、()10取引日連続して当社普通株式の1取引日当たりの名証における普通取引の売買高が8千株以下となった場合、()本新株予約権者が本新株予約権の行使可能期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は()名証における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面に到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個当たり1,110円にて、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使可能期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本新株予約権者による取得請求権の行使に基づき当社が本新株予約権者に支払うべき金銭の支払義務は消滅又は免除されません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、本新株予約権が現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、750,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されており、(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。

株価への影響の軽減を図っていること

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減を図っております。

- ・行使価額は各修正日の前取引日の名証における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっていること、また、後記本(注)2記載の割当予定先による行使制限措置などにより、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が896円(発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該規定を準用して調整されるものとします。)に設定されていること

将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額は設定されていないことから、将来的に株価が上昇した場合には、行使価額も対応して上昇します。また取得条項が付されている為、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、行使停止期間を設定しつつ、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制されます。

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主なデメリット>

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載されたデメリットがございますが、当社といたしましては、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は896円(発行決議日前営業日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該規定を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、名証における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」といいます。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権買取契約において、本(注)1(2)及びに記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、名証の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条、同取扱い18の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、割当日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、（ ）当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、（ ）割当日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、（ ）当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り）、（ ）株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに（ ）单元未満株主が当社に対し売渡請求ができる旨の定款の定めを行った場合の当該定めに基づく当社の株式の売渡しによる場合を除きます。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社の代表執行役社長である上田祐司は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です。当該貸株に係る契約において、本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を合意しております。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で本（注）2 及び の内容等について約させるものとする。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

7 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8 单元株式数の定め廃止等に伴う取扱い

当社が单元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (3) 【新株予約権証券の引受】
該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
968,325,000	15,000,000	953,325,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
シェアリングエコノミー関連サービスへの投資資金	600,000,000	平成28年1月～平成30年12月
有利子負債の返済に係る資金	353,325,000	平成28年1月～平成29年12月
合計	953,325,000	

- (注) 1 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当することによって上記の事業計画を遂行する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、企業向けサービスに関連する運転資金に充当する予定であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

シェアリングエコノミー関連サービスへの投資資金

当社グループは、ソーシャルメディアの発達により近年急速な拡大を見せるシェアリングエコノミー市場が、「人と人をつなげる」をミッションとして掲げる当社グループの今後の成長戦略において重要な市場であると認識しており、ソーシャルメディアの構築・運営・監視及びソーシャルアプリサポートのリーディングカンパニーとしての知見を活かし、日本の伝統産業の職人・作り手を支援するクラウドファンディングサービス「伝統サポーターズ」、地域ならではの観光体験を個人でも掲載・予約できるマーケットプレイス「TABICA（タビカ）」をはじめとして、昨年度よりシェアリングエコノミー関連サービスの立ち上げを行って参りました。なお、当該事業につきましては、平成27年8月13日提出の第18期第2四半期報告書において、インキュベーション事業セグメントに区分されております。また、自社でのサービス開発のみならず、平成27年9月9日付適時開示にて発表いたしました、ライドシェアサービス「notteco（ノッテコ）」の事業譲受のような外部からの事業取得に加え、シェアリングエコノミー関連事業を行う企業への出資も複数実施するなど、事業の拡大を進めております。今後さらに投資を加速し、日本におけるシェアリングエコノミービジネスの拡大をけん引することが、当社グループの企業価値向上につながると考えており、本資金調達によって調達した資金につきましては、サービス開発に係る人件費及び広告宣伝費、関連企業に対する出資やM&A資金に600百万円を充当する方針です。この金額は、当社の今期（第18期）における新規事業への投資予算額200百万円の3年分であり、支出予定時期に記載のとおり、平成28年1月より平成30年12月までの3年間に渡って、資金を投入していく方針です。

また、海外展開を視野にいたしたサービスにつきましては、平成27年7月28日付適時開示にて設立及び追加出資を発表いたしました、シンガポール法人XStartup Singapore Pte. Ltd.にて事業運営を行っていく予定です。現時点でサービス開発、出資及びM&Aにおいて具体的に計画されている案件はございませんが、今後決定した際には、適切なタイミングで開示を行って参ります。

なお、当該資金使途において、現時点での優先順位は決定しておりません。シェアリングエコノミー関連市場の動向、各サービスの損益状況等を鑑み、投資効率を最大化すべく、都度経営判断により投入先と投入資金額を決定していく方針です。

有利子負債の返済に係る資金

当社グループは、平成27年9月末日時点で、有利子負債729百万円(流動負債として、短期借入金81百万円、1年内返済予定の長期借入金200百万円、1年内償還予定の社債8百万円、固定負債として、長期借入金440百万円)を有しており、平成26年12月末日時点の有利子負債額595百万円と比較して134百万円増加し、有利子負債比率が悪化しております。そのため、今回の調達金額の一部353百万円を、当該有利子負債の返済及び償還資金に充当することで、財務体質の改善を実現したいと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社SBI証券	
	本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高村 正人	
	資本金	479億3,792万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	主たる出資者及びその出資比率	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成27年10月31日現在)	
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成27年10月31日現在)	71,100株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係又は取引関係	当社の主幹事証券会社であります。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等(注)1(3)」に記載のとおり、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本スキームによる資金調達を検討しており、複数の金融機関から本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、株式会社SBI証券が、同社からの提案が条件面で最も優位であったことに加え、主幹事証券会社として当社のニーズを深く理解していると判断したこと、国内に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である株式会社SBI証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は750,000株です(但し、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e．株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社株式については、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（注）4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容」に記載の借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、割当予定先はいずれの場合も、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、書面で入手した割当予定先の平成28年3月期第2四半期決算短信に記載されている平成27年9月30日現在の四半期連結貸借対照表及び、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が平成27年8月12日付で関東財務局長宛に提出した第18期第1四半期の四半期報告書の平成27年6月30日現在の要約四半期連結財政状態計算書により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

また当社は割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、平成27年6月29日）を確認し、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社およびその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ブルー・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口真人）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使可能期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社普通株式の流動性等を考慮し、停止指定条項については、本新株予約権の発行が資金調達目的であることを勘案し、行使しないこと、取得条項については、行使価額の修正に上限がないため、行使しないこと、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等については行使可能期間にわたって分散的な権利行使がなされること並びに取得請求権については株価が当初行使価額の50%を10営業日連続して下回った場合には、残存する本新株予約権の取得をするように当社に請求するものとするを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である900円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成27年11月11日の名証における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額とするともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、7%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額と決定さ

れているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査委員会から、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額や行使可能期間等の発行条件、当社普通株式の市場売買高及び株価、株価変動性、配当利回り、無リスク利率等の諸条件及び本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件並びに当社と割当予定先の行動が考慮されていること、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額と決定されていること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大750,000株(議決権7,500個相当)であり、平成27年10月31日現在の当社発行済株式総数5,147,752株(発行済株式総数から自己株式を除いた概算の総議決権数46,748個)に対して最大14.57%(総議決権数に対して最大16.04%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当該調達資金を、今後市場拡大が期待されるシェアリングエコノミー市場における事業拡大資金に充当することにより、当社グループの業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計750,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間(平成27年5月~10月)における1日当たり平均出来高は36,824株であり、一定の流動性を有していること、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されること 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 権議決権の 割合(%)
上田 祐司	東京都品川区	482,822	10.33	482,822	8.90
小方 麻貴	東京都品川区	148,600	3.18	148,600	2.74
小高 奈皇光	東京都大田区	126,550	2.71	126,550	2.33
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄3丁目8-20	121,600	2.60	121,600	2.24
林 健一	東京都渋谷区	104,600	2.24	104,600	1.93
加藤 俊男	東京都練馬区	100,220	2.14	100,220	1.85
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	東京都新宿区舟町5番	97,400	2.08	97,400	1.80
里見 重賢	新潟県村上市	76,900	1.65	76,900	1.42
鳥居 晋太郎	福岡県大野城市	72,700	1.56	72,700	1.34
秋成 和子	北海道札幌市	68,400	1.46	68,400	1.26
計	-	1,399,792	29.96	1,399,792	25.81

(注) 1. 平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式について、前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、長期保有を約していないため、「割当後の所有株式数」の算出に当たり、割当予定先の所有株式数には本新株予約権の目的である株式の数を加算しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る「割当後の所有株式数」は750,000株、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は13.83%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第17期有価証券報告書の提出日（平成27年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年3月30日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成27年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 当社又は当社関係会社の執行役、取締役、監査役又は従業員に対し、新株予約権（有償ストックオプション）を発行する件

第2号議案 取締役5名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合 (%)
第1号議案 当社又は当社関係会社の執行役、取締役、監査役又は従業員に対し、新株予約権（有償ストックオプション）を発行する件	17,822	599	-	(注)1	可決 85.2
第2号議案 取締役5名選任の件					
上田 祐司	18,400	46	-	(注)2	可決 87.9
速水 浩二	18,400	46	-		可決 87.9
大野 長八	18,372	74	-		可決 87.8
藤田 隆久	18,400	46	-		可決 87.9
黒崎 守峰	18,399	47	-		可決 87.9

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成27年10月22日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) その他有価証券評価差額金の計上について

当該事象の発生年月日
平成27年9月30日

当該事象の内容

当社の連結子会社であるGaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd. (以下「GGMV」という。)の出資先であるピクスタ株式会社が、平成27年9月14日に東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。そのため、市場価格のある有価証券として時価をもって貸借対照表に計上されることにより、純資産の部に「その他有価証券評価差額金」が計上されます。

(2) 営業投資有価証券の売却について

当該事象の発生年月日
平成27年10月15日

当該事象の内容

当社の連結子会社であるGGMVは、出資先であるAppBank株式会社の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う、同社普通株式の売出しに、売出人の社として参加し、同社株式の一部を売却いたしました。

売出株式	AppBank株式会社普通株式
株式数	500,000株
売出価格	1,200円
引受価額	1,104円

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

営業投資有価証券の時価評価により、平成27年12月期第3四半期連結会計期間において、その他有価証券評価差額金を342百万円（税効果会計適用前）計上いたします。

また、営業投資有価証券の売却により、平成27年12月期第4四半期連結会計期間において、インキュベーション事業における売上高552百万円（同社株式の売却額）、営業利益520百万円（同社株式の売却益）を計上いたします。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第17期有価証券報告書及び第18期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までの間において生じた変更はありません。

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第3四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月27日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象として以下の事象が記載されている。

1. 会社は、子会社のGaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd.においてインキュベーション事業を開始することを決定し、平成27年1月1日より事業を開始している。これに伴い、当連結会計年度において関連会社株式として保有していたAppBank株式会社株式の保有区分を当事業目的の有価証券に変更し、持分法の適用範囲から除外している。
2. 会社は、平成27年3月2日開催の取締役会において、会社又は関係会社の役員又は従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成27年3月27日開催の株主総会において承認している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガイアックスの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガイアックスが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月27日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックスの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年3月2日開催の取締役会において、会社又は関係会社の役員又は従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成27年3月27日開催の株主総会において承認している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月10日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月15日に連結子会社が保有するAppBank株式会社株式の一部について売却を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。